＜　　　　　　農場の消毒マニュアル（馬飼養農場用ひな型案）＞

＜農場の衛生管理体制の整備＞

●飼養衛生管理区域を定め、出入口に消毒設備（消石灰帯等）を設置する

●厩舎の出入口に踏み込み消毒槽（塩素系・逆性石けん・石灰乳等）を設置する

●手指・持込物品用の消毒薬（アルコール系）を設置する

●必要に応じて来場者用の長靴、服等を設置する

●農場来場者に消毒マニュアルのとおり対応するよう求める

＜車両＞

●飼養衛生管理区域の出入口で車両のタイヤ等を消毒する（消石灰帯等）

＜長靴、服、帽子、手袋等＞

●洗濯して清潔な物を使う

●厩舎に出入りする際は踏み込み消毒槽等で長靴を消毒する

●排泄物や土等で汚れた長靴は、消毒前に洗浄して汚れを落とす

●手袋着用の代わりに、手指の洗浄・消毒（アルコール系）でも可

＜農機具や工具等＞

●他の農場で使った物品は持ち込まない、または洗浄・消毒（塩素系・逆性石けん・アルコール系等）してから持ち込む

＜畜舎＞

●飼槽・水槽は定期的に洗浄・消毒する（塩素系・逆性石けん等）

●馬房の床は除糞時、馬の入替時等に消毒する（石灰乳等）

★消毒薬の希釈倍率：100～1000倍（消毒薬の取扱説明書に従う）